

2020年度

事業計画書



目次

第1部 競輪収益による補助事業	
1. 競輪収益による機械振興	2
2. 競輪収益による公益事業振興	4
第2部 競輪運営支援業務	
1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	5
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝	7
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業	9
4. 交付金の還付	12
5. その他競輪に関する事業	12
第3部 小型自動車競走収益による補助事業	
1. 小型自動車競走収益による機械振興	13
2. 小型自動車競走収益による公益事業振興	14
第4部 小型自動車競走運営支援事業	
1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	16
2. オートレースに関する広報宣伝	17
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業	19
4. 交付金の還付	21
5. その他オートレースに関する事業	22
第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業	
1. 競輪競技運営事業	22
2. 競輪開催関連事業	23
第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システム の安定かつ安全な運用管理及び開発事業	
1. 車両情報システムの検証	28
2. 車両情報システムの安全な運用管理	28
3. 車両情報システムの調査研究	28
4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施	28
5. その他車両情報システムに関する事業	29
第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業	
1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大	29
2. その他関連事業	29
第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業	
1. ガバナンスの強化	29
2. 方針管理・業務改善	29
3. 組織機能の強化と事業の効率化	30
4. 事業の適正化	30
5. 不動産賃貸事業	31

2019年度の競輪、オートレースの事業運営は回復傾向にあるが、社会の急激な変化や甚大化する自然災害などを考慮する中で、引き続き事業の活性化を図っていかねばならない状況である。

2020年度の競輪・オートレース事業は、ミッドナイト拡大、施行者等との連携施策、予想しやすい番組提供、楽しい企画レースの実施、情報発信の強化等によりお客様満足度向上策を展開し、売上向上を図る。

競輪事業については、今夏開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を競輪活性化の最大の契機と捉え、競輪をはじめとする自転車競技の認知度向上を図るとともに、初の屋内250m板張り走路における開催に向けて環境整備と機運醸成を図っていく。

オートレース事業については、更なる安定的な事業運営に向けた支援や、既存のお客様のニーズを見極めつつ事業の活性化を図る。

補助事業については、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上の一部により社会貢献するため、補助方針に基づき、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組を、限られた財源をより有効に活用しつつ積極的に支援する。

また、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、関係事業者の責務として、競輪施行者・小型自動車競走施行者及び関係団体等と連携し、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討・実施する。

本財団は、「競輪・オートレースの持続的発展を通じて社会へ貢献していく」と新たに制定した経営理念や、法令遵守といった行動指針を常に意識しながら、方針管理・業務改善（PDCA）の実践により組織の「基盤強化」に取組み、全役職員一体となり「OneJKA」として、競輪・オートレース事業を運営し、本財団の定款第3条の目的を達成する。

なお、競輪最高会議の決定のもと本財団が安全管理運用業務を任されている「車両情報システム」において2019年度にシステム障害が発生し、開催の中止という重大事案を招いたことについて、お客様をはじめ関係者に対して責任を痛感しており、再発防止策として2019年度にシステムチェックツール機能開発等の対策を講じ2020年度も引き続き再発防止を徹底し、一層の「車両情報システム」の信頼性・安全性を確立する。

平成30年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会で取りまとめられた「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて」及び「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて 一具体的な取組のための制度設計案」の指摘事項を踏まえ、本財団は引き続き組織の強化及び人材能力開発を図るとともに競輪振興法人及び小型自動車競走振興法人、競輪競技実施法人及び競輪の

情報システムに関する事業の実施法人として、公正かつ安全な開催運営を確保しつつ事業を遂行し、競輪及びオートレース事業の活性化を図り社会へ貢献する。

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興

(1) 補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

2020年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また自転車活用推進計画やギャンプル等依存症対策への社会的な要請、今夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、更には近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化など、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2021年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うと共に、いのち輝く未来社会のデザインのテーマで実施される2025年日本国際博覧会への支援についても言及する。

(2) 機械振興補助事業の実施

「2020年度補助方針（2019年7月22日公示）」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

②研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正・円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・

評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5) 機械振興補助事業の調査・評価

機械振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

2020年度の補助事業にあたっては、公益事業の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また自転車活用推進計画やギャンプル等依存症対策への社会的な要請、今夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、更には近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化など、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組に加え、風水害での被災に対する復興・再生に取り組む活動についても積極的に支援する。

2021年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うと共に、いのち輝く未来社会のデザインのテーマで実施される2025年日本国際博覧会への支援についても言及する。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

「2020年度補助方針（2019年7月22日公示）」に基づき、公益事業振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

公益事業振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) お客様の満足度を向上させ、利用拡大を図るための施策

①お客様のライフスタイルに合わせた開催の実施及び調査研究

多様化したお客様のニーズに対応するために、予想しやすい番組の提供、開催日程及びレース実施時間帯等について開催施行者と調整するほか、開催体系の在り方についての検討を行うほか、GⅢ開催の見直しや番組編成の見直しなどの検討も行う。

グレードレースの活性化を目的として、ナイター開催、モーニング競輪、ミッドナイト競輪、ガールズケイリン及び注目を浴びる選手のあっせんなどを含めたラインナップの充実・PRを強化することにより、お客様に支持される競輪を提供し、売上向上と新規のお客様の獲得を目指す。

② 施行者・場外設置者との連携強化

様々なお客様のニーズに対応するため、施行者と情報・意見交換等を行い連携強化し、各場の定性的な情報収集を行いながら競輪場の活性化、お客様離れの回避、新規のお客様開拓等の各種施策をサポートする。

③ 場外設置者及び民間事業者等との連携強化

場外設置者及び民間事業者等と情報・意見交換等を通して連携強化し、お客様の動向等を調査研究するとともに、相互協力した広報を実施する。

④ 海外有力選手招聘による競輪の活性化

海外の自転車競技で活躍する外国人選手が日本の競輪に出走する際の情報を積極的に発信することで、外国人選手が出走する開催に自転車愛好層からの注目を集めるほか、当年は東京オリンピック競技大会開催年であることから、東京オリンピック競技大会の盛り上げりを最大限に利用した広報を行い、新規のお客様獲得及び売上向上を目指す。

⑤ 世界を目指す選手の強化事業への協力

公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「JCF」という。）及び一般財団法人日本サイクルスポーツセンター、またJCFの下部組織であるハイパフォーマンスセンターオブジャパンサイクリングが実施するオリンピック等国際大会に向けた選手強化事業及び自転車競技の普及のための事業に協力するほか、日本競輪選手養成所（以下「JIK」という。）に在籍する選手候補生の訓練において、外国人コーチのノウハウを導入したトレーニングプログラムにより世界に羽ばたくスター選手を育成し新規のお客様獲得及び売上向上を目指す。

（２）競輪活性化のための調査研究

① お客様のニーズ調査

競輪場・場外車券売場、インターネットによる車券の発売等におけるお客様ニーズ調査及び売上要因に関する調査を実施・分析し、その結果を活性化のための施策策定に活用する。また、将来に向けて施設モデルの検討及びサービスレベルの向上の一環として、競輪場の施設及びサービスの現状についての調査研究事業を実施する。

② 社会環境の変化に対応する調査研究

インバウンドへの対応及びキャッシュレス社会に対応した競輪場に関する

調査研究事業を実施する。

③ 250競走（ケイリン）実施に向けた調査研究

250m屋内板張り走路における国際ルールに準拠して実施する250競走（ケイリン）実施に向け、競技情報管理システムを構築し、参加選手・執務員の養成を目的とした講習会を実施することで、開催実施に向けた環境を構築する。

また、本番開催に向けた機運醸成のためWEBを活用したプロモーションを実施するとともに、小型カメラの車載による新たな映像の提供、高性能測定器の車載によるリアルタイムスピードや出力パワーといった従来にない情報を提供する為の機材導入及びシステム構築や、新たな競技演出方法実現に向けた調査研究事業を実施する。

④ 自転車競技者の拡大に向けた調査研究

自転車競技者の拡大を通じた自転車に関する事業の振興を図るため、男子・女子・ジュニア層および指導者に向けたトレーニングキャンプや各競輪場等でのサテライトキャンプについての調査研究事業を実施する。

⑤ その他調査研究

2016年4月の伊豆事業所発足により、JIKの施設は、選手養成機能のみならず、他団体と連携して世界基準での競技力向上を目指せるような環境が求められている。世界でも戦える強い競輪選手を養成することや自転車競技者の競技力向上を目的に、伊豆事業所施設改修委員会において策定された伊豆事業所全体改修基本構想に基づき、外部に開かれた科学的トレーニングの推進が可能な施設にするための調査研究事業を実施する。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

（1）お客様の満足度を向上させ、利用拡大を図るための施策

① 効果的かつ効率的な広報事業の展開

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、日本中でスポーツへの関心が高まる中、より多くの方に競輪の持つスポーツ性や競輪選手のストーリー性等を積極的にPRし、スポーツとしての競輪の認知拡大・興味喚起するとともに、地方財政への貢献、機械振興及び公益増進といった競輪の持つ公益性も合わせて周知し、競輪のイメージアップ等を促進する。このため、地上波テレビ局をキー局とした全国ネットでの特別競輪等のライブ中継、インターネットでの番組放送及びCM放送を行う。

CM放送については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会との相乗効果を狙い、競輪独自の魅力である「人間の力」、「スポーツ性」を訴求する広報宣伝活動を引き続き展開することにより、競輪に対する認知拡大、興味喚起を図る。

新規のお客様の取り込み及び既存のお客様への情報提供の充実を図るため、情報収集の軸となるインターネットにおけるPR策を拡充する。なお、新聞については、スポーツ紙による既存のお客様向けの情報提供を拡大し、全発売チャンネルにおける車券購入機会を増やす。

②開催施行者等との連携強化

競輪施行者および場外車券売場との連携を図るとともに、地元メディアに対する情報提供等により、競輪のスポーツ性や選手に親しみをもちてもらうためのストーリー性等を広く訴求し、競輪のプレゼンスを高め、競輪の認知度向上を図るとともに、本場・場外車券売場への来場促進に資するための施策を展開する。

また、効果の期待できる施策（モデル事業）へ積極的に参画する競輪施行者の開催や、活性化が期待される取組を提案し、実施する施行者の開催の広報等についてサポートを行う。

なお、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、競輪施行者・小型自動車競走施行者及び関係団体等と連携し、更なるお客様への周知・注意喚起策や競輪・オートレース業界としての広告指針の策定等、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討・実施する。

また、競輪場及び場外車券売場に対する実地調査に併せて、各競輪場及び場外車券売場のギャンブル等依存症対策状況について確認を行う。

③情報提供の充実

お客様への情報提供の中心となるKEIRIN.JP及び月刊競輪WEBにおいて、迅速かつ幅広い競技情報、各種キャンペーン告知等を行うとともに、新規のお客様の誘引をメインとするけいりんマルシェ及びガールズケイリンサイトにおいて、動画、選手情報、キャンペーン情報等の興味あるコンテンツを拡充し情報発信の充実を図る。

また、インターネット投票の売上向上のため、各種開催の情報提供を充実させる。

④東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけとしたパブリシティ活動

トラック種目のナショナルチームを中心に各種番組出演や、その活躍を選手が所属する地元のメディア等、各種メディアで取り上げられるためのパブリシティ活動を東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催前後に強化するとともに、各種イベントにおいて「競輪」と「ケイリン」の一体化を図りつつ、認知度向上を図る。

⑤各種スポーツ大会におけるPR

ロードレース大会、トラックレース大会および自転車イベントを活用し、自転車競技人気を競輪へ波及させるための事業を実施する。

⑥選手の表彰

年間の競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰式典に、競輪のお客様や有識者にご列席頂き実施することで、競輪の認知度向上を図る。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

①審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。
また、知識及び経験等その能力に応じて級別の認定を実施する。

②選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

③自転車の登録

自転車の登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

(2) 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

①検車員の認定

検車員の認定及び認定の取消を実施する。

②先頭誘導選手の認定

先頭誘導選手の認定及び認定の取消を実施する。

③自転車の部品の認定

自転車の部品の認定及び認定の取消を実施する。

(3) 競輪の実施方法を定めることに関する事業

競輪の実施方法の更なる改善研究を行い、競技の公正・円滑な実施を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

①選手の出場あっせん

競輪に出場する選手のあっせんを実施する。

②選手の級班の決定

選手の競走成績を審査期毎に審査し、級班を決定する。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

①開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、養成教育を実施する。

また、検車員になろうとする者に対する養成教育を実施する。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者に対して、基幹審判員講習会を実施する。

また、新たに審判長となる者に対して、新任審判長研修を実施する。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

第119回選手候補生及び第120回選手候補生（女子第10回選手候補生）の養成は、「NKG教育再検討研究プロジェクト」の提言により改善された規程及びカリキュラム等により行う。

訓練は、ナショナルチームのトレーニング理論や、現役選手で良好な成績を上げている者の在籍時の訓練データをベースにした、教育カリキュラムを編成し行うほか、250競走（ケイリン）に向けたJKA250競走路における訓練を実施する。

指導方針については、お客様が新人選手に期待する先行力で魅了する脚力と精神力を兼ね備え、かつ品性に優れプロ意識を持った競輪選手の輩出を目

標とする。加えて、優れた競輪選手を育成するため、記録会等で優秀な成績を修めた選手候補生を優遇する。

イ. 訓練

競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため、「自転車競走競技規則」の遵守とモラル意識の向上を主眼として教育指導を実施する。

教育指導にあたっては、落車事故の防止に取り組むとともに、生活習慣病についての指導、アンチ・ドーピングについての啓発、SNS等の情報発信の内容に関し注意喚起を行い、事故・事件の防止を目指し、競輪の社会的地位の向上を図る。

また、女子選手全体のレベルの底上げ及びマナーの向上を図るため、一般社団法人日本競輪選手会（以下「日競選」という。）と連携し、女子選手に対する講習会を2019年度に引き続き実施する。

更に、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の遵守、適正走行の維持励行を共通指導事項とする日競選が行う技能訓練、新人教育訓練、特別指導訓練等の事業に対して助成を行う。

ウ. 選手候補生募集及び競輪選手志望者の拡大

第121回選手候補生及び第122回選手候補生（女子第11回選手候補生）の募集を実施する。

JIKのホームページ等を充実させるとともに、競輪選手を職業として認知させるよう説明会等を実施するほか、在籍時に優秀な成績を修めた選手候補生を優遇する報奨金制度について周知する等により応募者を増加させる。

また、競輪選手志望者数の拡大と優秀な人材の確保のため、自転車型運動能力測定機器を用いたイベントを、大学・高等学校等で実施し、タレント発掘事業を積極的に展開する。併せて、測定結果が優秀な者をJIKでのトレーニングキャンプに招待し、競輪選手を志望するよう働きかける。

（6）事故防止と公正確保

競走上の公正安全確保を図る観点から、競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対しては、出場あつせんをしない処置を講じる。

公正確保の観点から、予防措置として選手への注意喚起メールの配信及びコンプライアンスチェックシートの配布等により公正安全の阻害予防を図る。また、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録削除、出場あつせん規制等の適切な措置を講じる。

(7) 選手の身体検査

選手が、競輪競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回の身体検査を実施する。

(8) ドーピング・コントロールへの取組

選手の薬害からの保護及び競走の公正安全確保を図るため、世界アンチ・ドーピング基準に基づく検査を引き続き行うとともに、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）加盟を含め、アンチ・ドーピングの更なる強化・推進に向けた取組を実施する。

(9) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を実施する。

(10) 競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

競輪場及び場外車券売場に対する実地調査については、「競輪に係る業務の方法に関する規程」第152条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。なお、調査の結果、競輪の公正又は安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施行者又は設置者に改善を求める。更に、新規のお客様獲得に向けた施設環境等の整備について「施設改善指針」に沿った改善がなされるよう積極的に指導・助言を行うとともに、時代に即した施設の在り方についてお客様目線で検証を行う。

新規場外車券売場の設置許可については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、市場開拓の可能性等について新設場外車券売場の設置を検討する施行者等に対して助言を行う。

4. 交付金の還付

2019年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対して、「自転車競技法」第17条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興

(1) 補助方針

「小型自動車競走法」に基づく小型自動車競走振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

2020年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また自転車活用推進計画やギャンブル等依存症対策への社会的な要請、今夏の東京オリンピック・パラリンピック開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、更には近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化など、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2021年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うと共に、いのち輝く未来社会のデザインのテーマで実施される2025年日本国際博覧会への支援についても言及する。

(2) 機械振興補助事業の実施

「2020年度補助方針（2019年7月22日公示）」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

②研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正・円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5) 機械振興補助事業の調査・評価

機械振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1) 補助方針

「小型自動車競走法」に基づく小型自動車競走振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

2020年度の補助事業にあたっては、公益事業の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また「自転車活用推進計画(閣議決定)」

や「ギャンブル等依存症対策基本法」成立に伴うギャンブル等依存症対策への社会的な要請、今夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、更には近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化など、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組に加え、風水害での被災に対する復興・再生に取り組む活動についても積極的に支援する。

2021年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うと共に、いのち輝く未来社会のデザインのテーマで実施される2025年日本国際博覧会への支援についても言及する。

(2) 補助事業の実施

「2020年度補助方針（2019年7月22日公示）」に基づき、公益事業振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

公益事業振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人

を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) お客様の満足度を向上させ利用拡大を図るための施策

①ミッドナイトの拡大・活性化

ミッドナイトの開催日数及びレース数拡大と、ミッドナイトの活性化、利用者の拡大に向けた新規のお客様開拓及び離脱回避と既存のお客様の購入機会の損失を防ぐことを踏まえた開催日程等の周知に向けた調査研究事業を実施する。

②インターネット投票の拡大

インターネット投票を中心とした発売を行うミッドナイト及び伊勢崎場冬季ナイターの拡大を中心に新規のお客様増と売上向上を図る施策を実施することで、インターネット投票の拡大を図る。

また、重勝式車券については売上好調なミッドナイト及びナイター開催を中心とした発売方法へ変更するとともに告知方法の調査研究事業を実施する。

③今後のオートレース中継の実施方法に関する調査研究

ICTの進歩を踏まえ、今後の映像伝送、配信の在り方について調査研究事業を実施する。

④競走車の改善研究等

オートレース場周辺環境に配慮した競走車について、開発段階における試作車両の走行テストで得られた検証データをもとに、競走実施に適合するかどうかを見極めるとともに、オートレース開催の実現可能性について評価する。

また、公正安全なレースを続けるための現用エンジン及び車体の改善についての調査研究事業を実施する。

⑤場外車券売場の設置推進及び活性化

売上増を図るため場外車券売場設置の更なる拡大や、既存施設においては、同一施設内にある競輪車券発売所と一体となった施策についての調査研究事業を実施する。

⑥次期システムの更改

2022年度更改予定の次期システムについては、詳細設計及びネットワーク設計の事業者調達についての総合調整を実施する。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) お客様の満足度を向上させ利用拡大を図るための施策

①インターネットを通じた情報提供の充実

AUTORACE. JPにおいて、競技情報、各種キャンペーン等の情報を適宜配信するほか、WEB会議システムを解説会イベント等に活用することで、オートレースへの興味関心の喚起を図る。

②電話・インターネット投票の利便性向上

インターネット、スマートフォンサイトでの情報提供の拡充を行うことにより、利便性の向上を図る。

また、SG開催等で試走後のリアルタイム予想やPDF新聞の活用などで情報提供の充実を図る。

③オートレース中継映像の配信及び放送の実施

各場のレース映像について、場間場外発売を行う他場等へ配信するほか、CS放送、CATV、インターネットでのレース放送を実施する。

④新規のお客様の獲得とファンサービスの実施

オートレース発祥70周年事業の一環として公式ファンクラブを開設するなどのお客様へ向けたサービスを実施し、サービスの向上を図る。

また、新規のお客様の獲得・離脱回避を図るため、インターネットアンケートによるニーズ調査、AUTORACE. JPのサイト内におけるお客様遷移分析等の各種調査を行うとともに、マーケティングシステムを活用して情報発信を行うほか、モータースポーツとしてのオートレースの健全なイメージを醸成する広報活動を多面的に展開する。

⑤興味ある企画レースの実施

オートレース発祥70周年事業の一環とした企画レースの実施に協力するほか、スーパースターガールズ王座決定戦を頂点としたオール女子戦の実施にも協力する。

また、番組編成や勝ち上がりを工夫し、お客様の購買意欲を高めるような話題性を持った興味ある企画レースの実施に協力する。

注目度の高いレースに併せてイベント・キャンペーン等によるPRを実施し、認知度向上を図る。

⑥グレードレースの魅力向上

グレードレースの価値を高めるために開催時期・開催内容について関係者間で検討するとともに、お客様を飽きさせないようなレース構成、番組編成となる選手のあっせんをすることにより競走の魅力を高め、併せてAUTORACE. JPのサイト内で、情報周知することでお客様の興味関心の喚起を図る。

⑦選手を活用したイメージアップ

オートレース選手を幅広くメディアに露出し、オートレースの話題性を高め、魅力をアピールするとともに、WEB、SNS等で積極的に拡散することにより、オートレースのイメージアップ及び認知度の向上を図る。

また、選手を活用したイベントをオートレース場、場外車券売場等で実施して施行者等をサポートする。

⑧選手の表彰

年間の競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰式典に、オートレースのお客様や有識者にご列席頂き実施することで、オートレースの認知度向上を図る。

⑨小型自動車競走施行者等との連携強化

お客様のニーズに応えるため、小型自動車競走施行者及び民間事業者等と

諸問題や新規施策等について定期的に情報・意見交換を行い、連携の強化を図るとともに、各場活性化プロジェクトチームを中心に、各場の売上向上に資する広報事業を実施する。また、WEB上で選手あっせんの応諾等ができるシステムの運用を開始することで業務省力化を図る。

なお、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、競輪施行者・小型自動車競走施行者及び関係団体等と連携し、更なるお客様への周知・注意喚起策や競輪・オートレース業界としての広告指針の策定等、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討・実施する。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

② 選手の登録

選手の登録更新及び登録の削除を実施する。

③ 競走車の登録

競走車の登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

(2) 競走車の部品の認定

競走車の部品の認定及び認定の取消を実施する。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

審判・選手管理・番組編成・検査の各業務の実施方法等の統一化・合理化を主眼とした諸会議を実施し、競走実施法人との連携強化を図る。また、競技運営の円滑な実施を図るため、現行選手制度等の改善研究を実施するほか、開催形態に適応した選手の出場条件等に関する調査研究を実施する。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

「選手出場あっせん調整基準」に基づき選手のあっせんを実施する。

また、ミッドナイトについては、「ミッドナイト競走の選手出場あっせん等に関する適用基準」に基づき選手あっせんを実施する。

②選手の級別の決定

「選手出場あっせん調整基準」に基づき、期別変更期ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定する。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

①審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、養成教育を実施する。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な地方訓練を実施し、競走の公正安全を確保する。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修

注目度の高いSG開催において、開催場以外の審判長及び副審判長を派遣し、審判の執務体制の強化を図り、迅速かつ的確な判定を下すとともに全場の判定統一を図り、お客様からの更なる信頼の向上を図る。

また、審判実務担当者を対象とした審判員判定研修会を適宜実施し、競技運営・審判判定上の諸問題等について情報共有を図り、審判実務の向上を図る。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

第35期選手候補生の養成訓練を、オートレース選手養成所（以下「JIA」という。）の教育要綱に基づき2020年9月（養成期間2020年9月～2021年5月 ※各オートレース場での実地訓練を含む。）より実施する。

イ. 訓練

競走の公正安全確保を図るため、一般社団法人全日本オートレース選手会（以下「全才選」という。）役員を対象とした選手指導者中央訓練を実施する。

また、全才選がオートレース場ごとに行う事故防止対策特別訓練等に対し助成を実施する。

ウ. 選手候補生募集

第36期選手候補生の募集を行う。

募集にあたっては、スター選手及び優秀な女子選手育成のため、募集方法、養成方法の改善を実施するほか、JIKのホームページ等を充実させるとともに、オートレース選手を職業として認知させるよう説明会等を実施する。

(6) 事故防止と公正確保

競走の公正安全かつ円滑な実施を確保するため、本財団及び関係団体が実施する各種訓練を通じて事故防止の徹底強化を図る。

なお、競走中の重大事故が発生した際には、「事故再発防止委員会」等において、事故の原因究明と再発防止策について検討を行い、安全対策に万全を期す。

また、公正確保の観点から、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録削除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

(7) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を実施する。

(8) 小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

小型自動車競走場及び場外車券売場に対する実地調査については、「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程」第126条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。なお、調査の結果、小型自動車競走の公正又は安全を確保するため及びギャンブル等依存症対策に必要があると認めるときは、当該施行者又は設置者に改善を求める。

新規場外車券売場の設置許可については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、市場開拓の可能性等について新設場外車券売場を検討する施行者等に対して助言を行う。

4. 交付金の還付

2019年度のオートレース事業の収支が赤字であった施行者に対して、「小型自動車競走法」第21条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他オートレースに関する事業

上記以外のオートレース関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業

競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務を以下により公正、安全かつ円滑に実施する。

また、お客様からの信頼を得るため、当該事務に係る環境整備、執務体制の見直し検討を行うとともに、研修・訓練の充実により研鑽を重ね、前記各業務の正確性・効率性を高めることを目的とした業務の改善を推進する。

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

①番組編成

選手の能力や特性等を把握し、興味に富んだ番組を提供する。

②検車

競走に使用する自転車について、厳正な検査を行い、競走の公正安全を確保する。

③選手管理

出場選手を保護管理し、適正な出場条件を確保して、競走の公正安全を確保する。

④審判

厳正に「自転車競走競技規則」を適用し、正確かつ、迅速に業務を遂行して、競走の公正安全を確保する。

本部に設置した「審判長団」担当者を全ての特別競輪等に派遣して審判長として執務させるとともに、全てのGⅢ開催に派遣して審判業務全般について指導することにより、的確かつ一貫性のある審判判定の確保を推進し、お客様及び関係者からの更なる信頼の向上を図る。

2020年度における競輪場別・競輪施行者別・開催予定回数は別表のとおりである。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

①職員の研修等

職員及びその他の開催執務員一人一人が関係法規及び要領を習熟し、業務

の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な研修会等を実施する。

特別競輪等の開催前に当該場の正副審判長及び各エリアの審判長代表者を集め特別研修を実施するとともに、全審判長を対象とした交流研修会を3回に分けて開催中の競輪場で実施することで、お客様、選手及び競輪施行者からの更なる信頼の向上を図る。

また、副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修を実施する。

2021年開始予定の250競走（ケイリン）における審判執務予定者等に講習等を受講させる。

②業務の連絡調整及び改善研究等

業務連絡会議において、次に掲げる事項等に関して調整及び改善研究等を行う。

- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の事務の実施方法等の標準化
- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の事務に関し、お客様及び関係者から更なる信頼を得るものとするための方策
- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の事務を正確かつ効率的に実施するための方法（機械化及びシステム化を含む）及び開催執務体制
- ・ その他の一般事務の標準化、効率化の更なる推進

③競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下、円滑に競輪を実施するために必要な協力体制を確保するために連絡会議等を実施する。

また、日競選が競輪選手に対して行う競輪選手としての資質及び技能の向上・健康管理及び適正な選手生活の在り方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等に講師の派遣その他の協力調整を行う。

2. 競輪開催関連事業

競輪競技運営事業と有機的に関連し、競輪事業において必要不可欠な競輪開催関連事業を競輪施行者と協力して適正に実施する。

(1) 車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務規程等（以下「法令及び規程等」という。）に基づき適正に実施する。

(2) 競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

(3) 競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保する。

(4) 前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪事業の経営の効率化に寄与するために競輪施行者の行う開催事務の支援を行うとともに、競輪施行者から競輪開催に附帯する競輪場等における式典・イベント・その他の事務を受託し、適正かつ円滑に実施する。

2020年度における(1)から(4)までに掲げる事務の競輪場別・競輪施行者別・受託予定業務は別表のとおりである。

(5) 競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

①公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務を行う。

②一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務を行う。

③日競選

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務を行う。

④競輪施行者が行う報道への協力

報道機関との連携を密にし、競技情報の提供等に関する事務を行う。

別表（「自転車競技法」に基づく競輪事業）

競輪場	予定 開催 回数	競輪施行者名	施行者予定開催回数				競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
			通常	※1 MN (内)	※2 MN (外)	※3 目的 (外)		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
函 館	12	函 館 市	12	3			一括受託				
青 森	12	青 森 市	12	4		1	一括受託				
いわき平	13	い わ き 市	13				一括受託			一部受託	
弥 彦	12	弥 彦 村	12	4			一括受託				
前 橋	13	前 橋 市	12	4			一括受託				
		立 川 市	1	1			一括受託				
取 手	12	茨 城 県	11				一括受託				
		取 手 市	1				一括受託				
宇都宮	12	宇 都 宮 市	12	4		1	一括受託				
大 宮	12	埼 玉 県	12				一括受託				
西武園	12	埼 玉 県	12	4			一括受託				
京王閣	12	東京都十一市競輪事業組合	12				一括受託			一部受託	
立 川	11	立 川 市	11				一括受託			一部受託	一部受託
松 戸	15	松 戸 市	12	2			一括受託				一部受託
		千 葉 市	3				一括受託				一部受託
千 葉	4	千 葉 市	4				一括受託				一部受託
川 崎	17	川 崎 市	12	1			一括受託				
		千 葉 市	3				一括受託				
		平 塚 市	1	1			一括受託				
		小 田 原 市	1	1			一括受託				
平 塚	11	平 塚 市	11				一括受託			一部受託	一部受託
小田原	11	小 田 原 市	11				一括受託			一部受託	一部受託
伊東温泉	12	伊 東 市	12	3			一括受託				
静 岡	12	静 岡 市	12				一括受託				
名古屋	12	名古屋競輪組合	12	4			一括受託			一部受託	
岐 阜	10	岐 阜 市	10				一括受託			一部受託	
大 垣	16	大 垣 市	12	4			一括受託			一部受託	
		岐 阜 市	2	2			一括受託			一部受託	
		福 井 市	2	2			一括受託			一部受託	
豊 橋	13	豊 橋 市	13	4			一括受託				
富 山	12	富 山 市	12				一括受託				

競輪場	予定開催回数	競輪施行者名	施行者予定開催回数				競輪競技運営事業	競輪開催事業			
			通常	※1 MN (内)	※2 MN (外)	※3 目的 (外)		車券発売等事業	競輪開催宣伝事業	競輪場等整理事業	その他の競輪附帯事業
松 阪	14	松 阪 市	12	4			一括受託				
		京 都 府	2	2			一括受託				
四日市	12	四 日 市 市	12	1			一括受託				
福 井	10	福 井 市	10				一括受託			一部受託	一部受託
奈 良	13	奈 良 県	12	4			一括受託			一部受託	一部受託
		和 歌 山 県	1	1			一括受託			一部受託	一部受託
京都向日町	10	京 都 府	10				一括受託			一部受託	
和歌山	16	和 歌 山 県	11				一括受託			一部受託	
		岸 和 田 市	5				一括受託			一部受託	
岸和田		岸 和 田 市					一括受託				
玉 野	14	玉 野 市	12	4			一括受託				
		高 松 市	2	2			一括受託				
広 島	10	広 島 市	10				一括受託				
防 府	10	防 府 市	10				一括受託				
高 松	10	高 松 市	10				一括受託				
小松島	10	小 松 島 市	10				一括受託				
高 知	14	高 知 市	12	4			一括受託				
		小 松 島 市	2	2			一括受託				
松 山	12	松 山 市	12	4			一括受託				
小 倉	24	北 九 州 市	12	2	2		一括受託	包括受託			
		岸 和 田 市	2	2			一括受託	包括受託			
		広 島 市	2	2			一括受託	包括受託			
		防 府 市	2	2			一括受託	包括受託			
		久 留 米 市	2	2			一括受託	包括受託			
		熊 本 市	2	2			一括受託	包括受託			
久留米	13	久 留 米 市	10				一括受託				
		熊 本 市	3				一括受託				
武 雄	12	武 雄 市	12	4			一括受託				
佐世保	12	佐 世 保 市	12	4			一括受託				
別 府	12	別 府 市	12	4			一括受託				一部受託
熊 本		熊 本 市					一括受託	一部受託			
合 計	508		504	100	2	2					

※1 MN（内）についてはミッドナイト競輪の開催回数で通常回数の内数となる。

※2 MN（外）についてはミッドナイト競輪の開催回数で通常回数の外数となる。

※3 目的（外）については目的競輪の開催回数で通常回数の外数となる。

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの検証

現在稼働中の車両情報システムについて、稼働状況や懸案事項を把握し、必要に応じて随時、最新技術の導入、システム・サービスの改修・更新を図る。

GP、GI及びGIIでの性能状況を監視しお客様に対して電話投票・インターネット投票サービスの維持及び発売機会の損失の未然予防を実施する。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

(1) 車両情報システムの安定運用

2019年10月3日から4日にかけて発生したシステム障害により、2日間にわたって競輪の開催ができなかったという重大な事案を踏まえ、危機管理体制の強化を行い、システム障害の発生時を想定して、サービス復旧を短時間で出来るよう、訓練の充実を図る。2019年度に実施したシステムチェックツール機能開発等をはじめとした再発防止策を徹底するとともに、障害の未然防止の観点からシステムの定期点検を実施する。

システム障害発生時には、SEサポート会社等と協力し、迅速な復旧対応を図るとともに、当該事案についての改善策を策定する。

また、一斉同報システムを使用し、拠点との情報共有と連絡体制を一層強化する。

(2) 車両情報システムの安全確保

個人情報やシステムのセキュリティ確保のため、アクセス管理やセキュリティチェックを定期的実施する。

今夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に併せて、サイバーテロへの対策を検証し必要な措置を講じる。

また、適宜拠点運用者への教育訓練を実施するとともに、情報資産を適切に保護し、情報セキュリティを確保する。

3. 車両情報システムの調査研究

各種IT講習会またはIT参画業者が開催する展示会、セミナーなどに積極的に参加し、情報収集を行い、将来のシステム構築に関して最善のサービスを提供できるように研究を実施する。

4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施

次期車両情報システムの調達に際し、「デジタル・ガバメント推進標準ガイド

ライン」に関して情報収集を行い、適正な手続きを経た上で「競輪システム評価委員会」に諮り、業者選定を実施する。

5. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務について、必要に応じて適宜行う。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

地域における競技者数の拡大と競技力の向上を目指し、一般市民を対象とした自転車クラブを運営する事業や、一部の限られた人だけでなく自転車競技未経験者・初心者がトラック競技をはじめとする自転車競技に参加することを容易にするような事業の普及を行う。

2. その他関連事業

多様な年齢層・身体状況に応じた自転車を取り揃え、サイクリングコースにおける試乗体験によって、多くの方に自転車体験を楽しんでいただくとともに、様々な広報活動を通して「自転車の魅力」をアピールする。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

平成30年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会で取りまとめられた「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて」及び「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて 一具体的な取組のための制度設計案一」を踏まえ、組織の強化を図るとともに、方針管理・業務改善（PDCA）の実践により、働き方改革及び人材育成を実施する。

1. ガバナンスの強化

競輪事業においては、2018年11月の「競輪最高会議」会則の改正の主旨に則り、意思決定をスムーズに行い、迅速に事業を実施する。

また、オートレース事業においては、「小型自動車競走運営協議会」において、決定された事項について迅速に対応・実施する。

2. 方針管理・業務改善

本年度の事業を遂行するために、定期的な進捗管理の実施や事業の振り返りを行い方針管理・業務改善（PDCA）を実践するほか、開催現場を含んだ業務の標準化・インフラの整備を推進し、働き方改革を実現するとともに、人材

の能力開発を行い、女性目線等の施策への反映や機能的な組織への変革と攻めの業務の強化を通し体質強化を図る。

3. 組織機能の強化と事業の効率化

組織の一体化等を図るため、部署間連携を強化するよう組織の見直しを引き続き進める。また、ITを活用した効率的な業務運営を目指して、組織内の重複部門の合理化を進め、適正な人員配置を行う。更に、諸規程及び諸制度の統一化を行うとともに、円滑に運用する。

(1) 組織機能の強化

本財団組織の更なる強化等を図るため、組織の見直し、方針管理・業務改善の下での業務の標準化、管理部門の集約化、ICT化などを引き続き行う。

(2) 経理事務の効率化

競輪振興部門、オートレース振興部門、競輪競技実施部門、競輪情報システム部門における同一の経理処理については部門を横断した業務の標準化を推進し、社内システムの連携を前提とした会計システムの構築を行う。

(3) 人材マネジメント制度の活用

組織の活性化及び人材育成を図るため、人材マネジメント制度に基づき、各職員が年度方針に沿った個人目標設定を行った後、業務遂行し、その振り返りを通じて組織の方向性と役割を理解して個人レベルのPDCAサイクルを推進するとともに、当該結果を昇格及び賞与査定の参考資料として活用する。また、職員のスキル向上のための各種研修を適宜実施する。

4. 事業の適正化

(1) 監事監査等への協力

監事及び会計監査人の行う監査に協力し、事業の適正性を確保する。

(2) 補助事業における補助金の確定後の監査

補助事業の実施経過及び実施後の管理・運営の状況、法令並びに交付決定の内容及びこれに付した条件の遵守状況、所期の事業目的の達成状況について監査を行う。

(3) 業務評価

方針管理・業務改善の実践において、事業への取組、進捗、効果及び業務の標準化状況を評価し、PDCAサイクルの下、事業の適正化を確保する。

(4) コンプライアンス

法令遵守を第一とした行動指針に則り、本財団の事業の透明性・公平性を確保する。

(5) 情報セキュリティの確保と個人情報・法人文書の管理

本財団のシステムへの不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるために設定した情報セキュリティポリシーを適切に運用する。

また、本財団が所有する個人情報・法人文書について法令に基づき適切に管理する。

5. 不動産賃貸事業

本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行う。